

板橋区スキー協会規約 内規

板橋区スキー協会（以下「本協会」という。）規約に定める内規については、次のとおりとする。

第 1

(会員の通知義務)

規約第 4 条（事業）第 4 号（競技会並びに講習会及び研究会）及び第 6 号（その他目的達成に必要な事業）等の行事のうち、スキーツアー等危険を伴うことが予想されるものについては、その行事予定を通知する義務を負う。

第 2

(加盟団体の長及び事務担当者の届出)

規約第 6 条（加盟団体）に基づく加盟団体は、本協会との連絡等のため加盟団体の代表者及び事務担当者を定め、届出なければならない。また変更のあったときも同じとする。

第 3

(登録)

本協会規約第 9 条第 3 項（会費及び登録）の規定は、初心者又は特別の理由があるときをいう。

第 4

(配偶者会員の会費の減額)

規約第 9 条第 4 号の規定に基づき、会員の配偶者が会員であるときは当該会費を半額とする。ただし、本協会からの通知、会報及び名簿等の送付は主たる会員 1 名分とする。

第 5

(慶弔)

規約第 31 条に基づき慶弔を表する範囲及び金額等は、別表のとおりとする。

(別表)

区分	役職名	
	理事・監事	名誉会長経験者・正副会長・正副理事長
結婚	祝い金 1万円	祝い金 1万円
死亡(本人)	弔慰金 1万円	弔慰金 1万円 及び 生花一基

第6

(費用弁償)

規約第32条に定める費用弁償の額及び範囲については、次のとおりとする。ただし、予算額の範囲において支給するものとする。

区分	支給額	摘要
区民体育大会開会式、本協会代表委員会及び理事会出席	1000円/回	
関係団体への出席	1000円/回	

板橋区スキー協会表彰規程

(目的)

第1条 板橋区スキー協会（以下「本協会」という。）規約第30条の規定に基づき表彰に必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 本協会の事業及び発展のため、功績又は功労のあった加盟員及び加盟団体とする。

(表彰の基準)

第3条 本協会は、次の各号の一に該当する場合は表彰することができる。

1 功績者としての表彰基準

(1) 本協会の代表として、東京都の大会またはそれ以上の大会において、入賞した者又は団体

(2) 本協会の役員を通算10年以上の者

(3) 本協会の会員として在籍30年以上の者

2 功労者としての表彰基準

(1) 本協会の組織育成のため尽力し、またはスキー技術の指導的役割を果し模範たるべき者

(2) その他会長が、適任と認めた者又は団体

3 第1項第1号に該当するときは、表彰を行うにあたって副賞を授与することができる。

(表彰の時期)

第4条 本協会の表彰は、周年記念事業において表彰を行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときに、隨時行うことができる。

2 前条第1項第1号及び第2号の退職役員にあっては、前号ただし書きを適用するものとする。

(表彰の決定)

第5条 表彰者の決定は理事会において決定する。ただし、第3条第2項にあっては、会長が決定する。

(規約の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則1 この内規、規程は平成30年7月25日から施行する。

2 昭和38年10月 1日 全文改正 平成12年10月18日 改正
昭和43年 7月 1日 改正 平成29年 9月11日 全文改正
昭和44年 8月29日 改正 平成30年 7月25日 改正
昭和46年10月 5日 改正
昭和49年10月 2日 改正
昭和55年 9月19日 改正
昭和57年10月12日 改正
昭和58年 9月28日 改正
平成 元年 7月10日 改正
平成 8年 7月12日 改正